

国立知的財産局

(S E N A D I) (エ ク ア ド ル)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 E C . I

略語のリスト

国内官庁：国立知的財産局 (S E N A D I) (エ ク ア ド ル)

I P L： 知的所有権法 (決議No. 2006-13)

指定（又は選択）官庁 EC	国立知的財産局 (SENADI)(エクアドル) 国内段階に入るための要件の概要	概要 EC
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める。国内官庁はカラー若しくはグレースケールの図面又は写真の提出を非公式ベースで認め、制限又は要件は存在しない。	
国内手数料 ¹	通貨：米国・ドル (USD) 特許： 出願手数料 ² ：USD 495.33 追加手数料，10個を超える各請求の範囲：USD 55.07 実用新案： 出願手数料 ³ ：USD 136.00	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 極小企業，中小企業，認可国立大学，独立研究機関，公共機関，中小規模農家，社会的連帯経済企業の場合，この手数料は90%減額される。
- 3 極小企業，中小企業，認可国立大学，独立研究機関，公共機関，中小規模農家，社会的連帯経済企業の場合，この手数料は50%減額される。

EC	国立知的財産局 (SENADI)(エクアドル)(続き)	EC
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁵ 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 国際出願日の後に出願人が変更された場合には、国際出願の譲渡証 ⁵ 国際出願日の後に出願人の名義変更があった場合には、当該変更を証明する書類 出願人がエクアドルに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか?	エクアドルに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の受領日から2箇月以内にこの要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

EC. 01 手続言語

手続言語はスペイン語である。

EC. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

EC. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書EC. I に概説されている。

IPL Art.	144	EC. 04 審査 特許は特許性の審査後に初めて付与される。審査手数料の額は附属書EC. I に表示されている。
PCT Art.	28 41	EC. 05 出願の補正 出願人は特許付与前であればいつでも、出願時の開示範囲を超えないことを条件として出願を補正することができる。
PCT Art.	24(2) 48(2)	EC. 06 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
PCT Rule	82bis	
PCT Art.	25	EC. 07 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、当該決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	4(3) 43	EC. 08 実用新案 出願人は、国際出願に基づきエクアドルにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
PCT Rule	49bis.1 (a),(b) 76.5	

手 数 料

(通貨：米国・ドル)

特 許¹

出願手数料	495.33
10個を超える各請求の範囲についての手数料	55.07
調査手数料：	
ー国内文献の調査	148.00
ー技術水準報告書請求	836.96
審査手数料（20頁を超える各頁について10%追加）	596.49
変更手数料	227.25
年 金：	
ー第1年度	125.00
ー第2年度	145.00
ー第3年度	158.20
ー第4年度	195.11
ー第5年度	226.33
ー第6年度	262.54
ー第7年度	304.55
ー第8年度	353.28
ー第9年度	409.80
ー第10年度	475.37
ー第11年度	551.43
ー第12年度	639.66
ー第13年度	742.00
ー第14年度	860.72
ー第15年度	998.44
ー第16年度	1,158.19
ー第17年度	1,343.50
ー第18年度	1,558.46
ー第19年度	1,807.81
ー第20年度	2,097.06

実用新案²

出願手数料	136.00
調査手数料：	
ー国内文献の調査	46.00
ー技術水準報告書請求	48.00
維持手数料：	
ー第1年度から第5年度、各年	12.00
ー第6年度から第10年度、各年	16.00

1 極小企業，中小企業，認可国立大学，独立研究機関，公共機関，中小規模農家，社会的連帯経済企業の場合，この手数料は90%減額される。

2 極小企業，中小企業，認可国立大学，独立研究機関，公共機関，中小規模農家，社会的連帯経済企業の場合，この手数料は50%減額される。

手数料の支払方法

手数料は米国・ドル建で支払う。すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号）を表示し，出願人の氏名若しくは名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。

支払は次の口座宛の銀行振替で行うことができる。

受取人：Servicio Nacional de Derechos Intelectuales (SENADI)

銀行名：Banco del Pacifico

口座番号：748529（当座預金）

SWIFTコード：PACIECEG